

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
都城市施設整備基本計画

1 目的

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において都城市で開催される競技会の施設整備については、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めるとともに、国スポ・障スポ開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、できる限り既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、整備する。